

令和7年度 環境保全計画書 株式会社 増田製粉所

① 環境方針(基本方針)

私ども株式会社増田製粉所は、「小麦粉の製造をとおし、人々の健康・安全・安心・豊かな食生活」に貢献する」という経営理念の下、法令の遵守、環境の負荷低減に努めます。

1. 事業活動を通じて、環境負荷を最小限にするよう努め、環境の保全に取り組みます。

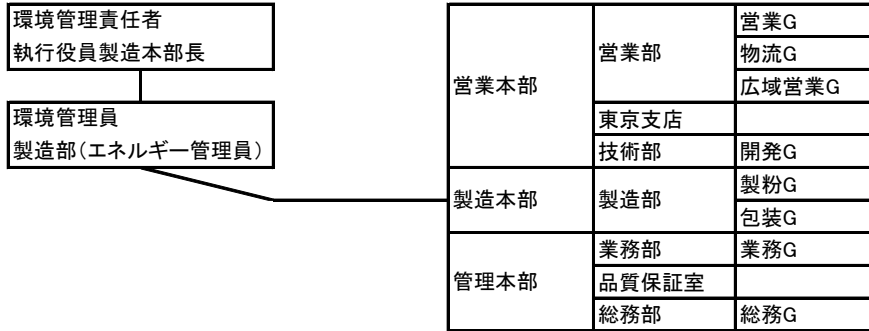
- ① 省エネルギー、省資源に努めます。
- ② 廃棄物の削減と再資源化に努めます。

2. 環境保全に関する法令を遵守します。

3. 環境目的、目標を設定し、環境管理を推進します。また環境目的、目標を定期的に見直し 継続的な改善を図ります。

② 環境保全に関する組織の現状

当社における環境管理体制は図1のとおりである。



【役員・幹部会議等で計画・結果報告】

図1. 株式会社 増田製粉所環境管理体制

③ 取組目標・計画

【2025年度目標・計画】 【第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画に準ずる】

当社は事業活動の環境負荷低減を目指し、2025年度、以下の課題に継続して取り組んでいきます。

●省エネルギーの推進

〈目標〉当社の所属している製粉業界の環境保全に関する計画では、原料1トン挽砕当たりの電気使用量の合計（原単位）について年1%を削減目標としています。そのため当社も電気使用量の原単位を2005年度比で2025年に18.21%削減を目標とします。

〈取り組み〉

- ・LED照明への転換の推進 前年度から工場内の電灯をLED化を計画。
- ・社用車の低公害車の推進

④ 公害防止対策に係る計画

ア. 目標

	目 標
◆大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例（兵庫県条例）」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」等の法令の規定を遵守する。
◆水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第1項の排出基準に関する条例（兵庫県条例）」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」等の法令を遵守する。
◆騒音防止対策	◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に定める基準を遵守する。
◆振動防止対策	◆「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に定める基準を遵守する。
◆悪臭防止対策	◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に定める基準を遵守する。
◆土壌汚染対策	◆「土壌汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守する。
◆産業廃棄物対策	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ◆廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
大気汚染防止対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。
水質汚濁防止対策	◆公共用水域の環境保全	◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守。また、各種報告は関係法令に規定に基づき実施する。
騒音防止対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、防音カバーの設置、吸音材の設置、低騒音型の施設への更新、建物等による対策として、防音壁の設置、扉・窓の防音施工等を実施する。
振動防止対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、弾性支持、防振材料の採用等を実施する。
悪臭防止対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、吸着・燃焼等の脱臭装置の設置、建屋又は悪臭発生工程の密閉化、製造工程の改善等を行う。
土壌汚染対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。
産業廃棄物対策	◆法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。

⑤ 地球温暖化に係る計画

ア、特定物質排出抑制目標

原単位＝二酸化炭素換算(t-CO₂)/挽砕量(t)

特定物質	基準年度 排出量 (2005年度)	現況 排出量 2024年度	目標年度 排出量 2025年度
原単位(二酸化炭素/挽砕量)	0.05552	0.00226	0.00000

〈目標の設定〉2024年度より工場で使用する電気は再生エネルギープランに変更し、CO₂排出量を0とする。
ガス使用量と事務所電気使用量によるCO₂排出量を削減目標とする。

基準年(2005年度)・・・特定物質排出量 3570.0(t-CO₂)、挽砕量 64,297(t)
(2024年度)・・・特定物質排出量 177.2(t-CO₂)、挽砕量 78,734(t)

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
再生エネルギーの購入	関西電力の契約を再生エネルギープランに変更。	工場の使用電気量によるCO ₂ 排出量を0にする。
特定フロン等使用量の削減	設備更新時、特定フロン非使用設備を導入	全量
	特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収の徹底

公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

	分野	具体的な措置の内容	措置の目標
1	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収	徹底
		コピー用紙の使用削減	徹底
		ミスコピーの再利用	徹底
		廃棄物発生量の削減	リサイクルの推進
2	自動車対策	マイカー通勤の抑制	原則全廃
		積載量の適正化	全車両
		エコドライブ・アイドリングストップの推進	徹底
		公共交通機関の利用による自動車使用の低減	営業において、社内規定により交通機関の利用を実行中
		クリーンエネルギー自動車の導入(電気自動車・燃料電池自動車等)	今年度導入予定なし
3	プラスチックに係る資源循環等の推進	プラ製品の設計を環境配慮型	紙の包装を使用